

確定拠出年金制度規程

(目的等)

第1条 この規程は、社会福祉法人横浜共生会の職員について老後資産形成支援を目的とする選択性の確定拠出年金制度にかかわる事項を定める。

確定拠出年金制度についてはこの規程の他、別に定める企業型年金規約(以下「規約」という。)及び法令の定めが適用される。

(加入者範囲)

第2条 確定拠出年金制度に加入することができる者は、正規職員(含む使用人兼務役員)・常勤嘱託職員とし、規約上、加入者となることができない者としては「正規職員(含む使用人兼務役員)・常勤嘱託職員・使用人兼務役員以外の者」と記載し、具体的に以下の者を指す。

- ・役員(除く使用人兼務役員)
- ・パートタイム職員
- ・正規職員(含む使用人兼務役員)・常勤嘱託職員のうち加入を希望しない者(ライフプラン基準額の全額受取りを選択した者)

(加入時期)

第3条 確定拠出年金制度への加入については、制度発足時・入社時のほか、原則として毎年6月に取り扱う。

2. 確定拠出年金制度へ加入した者は、当該加入者の任意により脱退することはできない。

(加入時の資産の持ち込み)

第4条 加入時に前職等の確定拠出年金の資産がある者については、資産の持ち込み手続きが必要となるため、事業主に申し出るものとする。その他、企業年金等の脱退一時金相当額等の確定拠出年金制度への持ち込みを希望する場合の事業主への申出については、次の各号のとおりとする。

- (1) 厚生年金基金の脱退一時金相当額の持ち込みについては当該制度の資格喪失日から1年以内
- (2) 確定給付企業年金の脱退一時金相当額の持ち込みについては、当該制度の資格喪失日から1年以内
- (3) 企業年金連合会に移換された積立金等の持ち込みについては、入社から3ヶ月以内

(ライフプラン基準額)

第5条 事業主は、正規職員(含む使用人兼務役員)・常勤嘱託職員に、掛金の拠出対象となる各月についてライフプラン基準額として月額 55,000 円とする。

(ライフプラン手当)

第6条 ライフプラン手当は、ライフプラン基準額から第7条に定める掛金(加入を希望しなかった者は 0 円)を控除して支給する。

(ライフプラン掛金)

第7条 事業主は、毎月月末時点の加入者に対し、別表1に定めるライフプラン掛金(以下、掛金)の選択肢から加入者本人が選択した額を、翌月27日(休日の場合は前営業日)に確定拠出年金の専用口座に拠出するものとする。ただし、別表2のとおり、職員の本俸の額により、別表1で選択できる額の上限が異なるものとする。

2. 当月分の掛金は、次月分支給のライフプラン基準額から加入者本人が選択した額を次月に拠出する。
3. 月末退職の場合、退職月当月分の掛金(次月拠出分)も当月分のライフプラン基準額から控除し、次月拠出する。
4. 掛金額の変更は、原則として毎年6月に取扱う。

(休職期間中の取扱)

第8条 休職期間中の掛金及びライフプラン手当の取扱いについては、次の各号のとおりとする。

- (1) 会社都合以外の欠勤により、当月 1 日から末日までのすべてが無給であるときは、当該期間中の掛金は中断するものとし、ライフプラン手当も支給しないものとする。ただし、産前産後休暇の場合は別表1に定める掛金の最少額を事業主が拠出する。
- (2) 会社都合以外の欠勤により、一部の給与が支給される月は、ライフプラン基準額の日割り計算を行い、掛金は第7条の選択にかかわらず、別表1に定める掛金の最少額とする。ライフプラン手当は日割り計算後のライフプラン基準額からDC掛金を控除した額とする。
- (3) 会社都合の欠勤により、当月 1 日から末日までのすべてが無給であるときは、当該期間中の掛金は別表1に定める掛金の最少額を事業主が拠出するものとし、ライフプラン基準額は支給しないものとする。
- (4) 会社都合の欠勤により、一部の給与が支給される月は、第2号と同様に取扱う。

(運用)

第9条 拠出された掛金は、あらかじめ用意された運用商品の中から加入者自身が自由に選択して運用し、運用した結果を原則満60歳以降で退職後に年金または一時金で受け取るものとする。

(受取り)

第10条 原則、満60歳以降、退職後に給付金として受け取るものとする。受取方法は5年、10年、15年、20年の年金方式または一時金での受け取りが可能となる。

(中途退職時等の資産の持ち運び)

第11条 満60歳未満で中途退職した場合、積み立てた資産は、次の企業の確定拠出年金制度などに持ち運び、引き続き60歳まで運用を継続することとなる。なお、次の企業に確定拠出年金制度がない場合は、個人型の確定拠出年金制度に持ち運ぶこととなる。

別表1

ライフプラン掛金の選択肢(月額)			
1,000 円	3,000 円	5,000 円	10,000 円
15,000 円	20,000 円	25,000 円	30,000 円
35,000 円	40,000 円	45,000 円	50,000 円
55,000 円	--	--	--

ただし、掛金を控除する前の本俸の金額に応じ、以下、別表2のとおり選択可能な掛金の上限額を定める。

別表2

本俸の金額	ライフプラン掛金の上限額
185,000 円以上 190,000 円未満	3,000 円
190,000 円以上 200,000 円未満	5,000 円
200,000 円以上 220,000 円未満	10,000 円
220,000 円以上 240,000 円未満	25,000 円
240,000 円以上 260,000 円未満	45,000 円
260,000 円以上	55,000 円

附則

この規程は、平成29年1月1日から適用する。